

高齢者・障害者 見守り通信

奈良県消費生活センター

奈良市三条本町8-1 シルクア奈良 2階
TEL0742-32-0621 FAX0742-32-2686



新聞購読契約の勧誘に注意しましょう！！ ～高齢者に契約トラブルが目立ちます！～

【事例】

新聞の勧誘員が来訪し、購読契約を勧誘された。視力が低下しているため断ったが、景品として、米(10kg)2袋を差し出し、帰ろうとしない。早く帰って欲しかったので、契約書を読まずにサインしてしまった。翌日、契約書を見ると、半年後から1年間の購読期間となっていた。半年も先の契約を強引にさせられたので解約したい。景品を受け取ってしまったので解約できないだろうか。



消費者庁「イ
ラスト集」より

アドバイス

● ドアを開ける前に事業者名と用件を確認しましょう！

勧誘員の訪問を受けた時は、ドアを開けず、インターホンやドア越しに、事業者名と用件を必ず確認し、必要がなければはっきりと断りましょう。

また、「お断りステッカー」をインターホンの横などに張り、訪問販売お断りの意思表示をすることも有効です。

● ずっと先から始まる契約や長期契約はしないようにしましょう！

ずっと先に配達が始まる契約は、購読期間や販売店、契約書の置き場所などの記憶が曖昧になる恐れがあります。また、生活状況が変わる場合もあるので、少なくとも1年以上先の契約は避けましょう。

● 景品を受け取ってしまっても、諦めないでください！

「新聞購読契約に関するガイドライン」では景品を受け取っていても、事業者が、定められた上限額(※)を超える景品類の提供を行ったり、消費者の判断力が不足している状態(認知症など)で契約したときなどは、消費者の解約申し出に直ちに応じなければならないと、定められています。また、景品を消費していても解約できる場合もあります。解約したい場合は、まずは事業者(販売店)に申し出てみましょう。

※「新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に基づき、景品の上限額は、購読料(最大6か月)の8%です。

● 訪問販売は、契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件解約)できます！



しっかり君

高齢者には周囲の見守りが大切です！
高齢者のトラブルの未然防止・早期発見のため、普段からの家族やホームヘルパーの方など周囲方が見守りや声かけを心がけましょう。

不安に思ったりトラブルになった場合は消費者ホットライン **188(いやや!)**
にご相談ください！